

制度のご案内（特別医療費受給者のみなさまへ（身障・重度・精神））

対象者：身障Ⅰ・Ⅱ級、療育Ａ、精神Ⅰ級の障がい者手帳所有者かつ本人の前年

（診療月が１月～６月までの場合は前々年）の年間所得額が一定の金額未満（下表参照）の方

特別医療費受給資格証を鳥取県内の医療機関の窓口で提示すると、医療費の助成が受けられます。

鳥取県内の医療機関にかかるときは、必ず、マイナ保険証、資格確認書または有効な健康保険証と一緒に提示してください。

Ⅰ. 一部負担金（Ⅰ医療機関ごと）

【月額自己負担上限額（Ⅰ医療機関ごと）】

※特別医療費受給資格証に、以下の①～③に応じて月額負担上限額が記載されています。

所得区分	世帯	住民税非課税	住民税課税		
	本人	住民税非課税 ①	住民税非課税 ②	住民税課税	
				所得額が老齢福祉年金の 支給要件※未満③	所得額が老齢福祉年金の 支給要件※以上④
負担	入院	自己負担なし	5,000 円／月	10,000 円／月	助成対象外
	通院		1,000 円／月	2,000 円／月	

○調剤薬局は一部負担金が無料です。

※老齢福祉年金の支給要件の所得額

扶養家族の数	基準額（１年間の所得額）
扶養親族がいないとき	1,695,000 円
扶養親族が１人のとき	2,075,000 円
扶養親族が２人のとき	2,455,000 円
扶養親族が３人以上のとき	2,455,000 円＋（扶養親族の人数－２人）×380,000 円

○住民税課税世帯のかた（表の②③）は、月額自己負担上限額まで、総医療費の１割を負担します。

※以下の場合是一部負担金が無料となります。

- ・自立支援医療の高額治療継続者（重度かつ継続・おもに腎臓機能障害（人工透析等）および精神障害に関する通院治療）で、自立支援医療受給者証に記載された治療
- ・障害者総合支援法の境界層該当者（障害者福祉サービス等の一部負担金を支払うことによって生活保護の対象となるとの証明を福祉事務所で受けたかた）

○全額助成になる場合（表の①）でも、自立支援医療に該当する医療を受けるかたは、自立支援医療の申請が必要ですので、各担当課へお問い合わせください。

人工透析等・・・福祉課（直通 ４７－１１２１）

精神通院・・・健康づくり推進課（直通 ４７－１０４２）

Ⅱ. 手続きが必要な場合

県外での受診や受給資格証を出し忘れたときは、下の枠内のものを持って、市民課保険年金係⑤番窓口で手続きしてください。（受診月の翌月以降）

- ・領収書（原本）
・特別医療費受給資格証

・振込口座（原則本人名義）が分かるもの

医療費の支払額と一部負担金との差額を、原則手続きされた翌月に口座振込にて支給します。

※高額療養費の支給がある場合は、助成額が変わります。また、口座への振込が遅くなりますので、ご了承ください。

◆ 注意事項

- Ⅰ. 更新・再交付等、新しい受給資格証を受け取られた際は、必ず医療機関に提示してください。
- Ⅱ. 所得更正等により受給条件に変更が生じた場合は、受給資格証の返還を求める場合があります。
- Ⅲ. 保険の資格情報・住所等に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

《問い合わせ先》
 境港市市民課保険年金係（市役所本庁舎Ⅰ階⑤番黄色の窓口）
 電話：0859-47-1035